

令和7年10月度 教育委員会要旨録

1 開催日 令和7年10月23日（木） 午後1時30分～

2 場 所 多可町役場 特別会議室

3 出席者 教育長 越川 昌信
委 員 安藤 和志 （教育長職務代理者）
委 員 木俣 美代子
委 員 名生 陽彦
委 員 近藤 有香

4 陪席者 理事兼教育総務課長 藤本 貴久
学校教育課長 恋田 祐爾
理事兼こども未来課長 藤本 圭介
生涯学習課副課長 中里 尚子
教育総務課課長補佐 吉井 美和
教育総務課主査 野田 友美

5 議 案

議案第23号 多可町スクールバス管理運営規程を廃止する告示の制定について

議案第24号 多可町地域クラブの認定について

議案第25号 多可町英語検定受験料補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について

承認第11号 多可町立学校教職員人事異動について

承認第12号 令和8年度多可町立小中学校の授業を行わない日（試行）の承認について

承認第13号 多可町教育委員会後援名義申請の承認について（令和7年9月分）

6 協議事項

協議第12号 多可町教育委員会後援名義申請の承認について

7 報告事項

(1)各種委員会の報告

(2)教育委員会事務局の報告

【教育総務課】

①多可町立統合中学校開校準備委員会について

②11月の行事予定について

③9月定例教育委員会要旨録について

【学校教育課】

①令和7年度 秋季学校訪問について

②中学生のスポーツ・文化活動地域展開について

③11月の行事予定について

【こども未来課】

①令和7年度 後期園訪問について

②「なつチャレ2025」の実施状況について

③11月の行事予定について

【生涯学習課】

①11月の行事予定について

(3)次回10月定例教育委員会について

とき：令和7年11月27日（木）午後1時30分～

ところ：多可町役場 大会議室

(4)その他

8 閉会

【開会】

教育長あいさつ

日程第1 会議録署名委員の指名

近藤委員と木俣委員を指名

日程第2 教育長の報告

10月になり、日々秋の深まりを感じる季節となりました。教育委員の皆さまには10月15日の中町中学校から始まりました秋の学校訪問では大変お世話になっております。11月10日からは、あさかこども園を皮切りに行う秋の園訪問も始まります。引き続きよろしくお願ひいたします。私からは、8点報告いたします。

(1) 第13回統合中学校開校準備委員会について

9月25日、第13回統合中学校開校準備委員会を開催しました。委員長の挨拶の後、総務部会長から部会報告があり、校旗、閉校式次第、開校式次第、始業式次第、三中学校にある記念物の取り扱いについて部会報告があり委員会で承認されました。通学部会長からはバス通学トライアルの報告の後、バス停等の整備計画、今後の取組について部会報告がありいずれも承認されました。教育・事務部会長からは閉校事務部会や学校経営部会、合同職員会議の協議内容について報告がありました。PTA部会長からは令和8年度PTA役員の選出について部会報告があり、いずれも承認されています。最後に最新の統合中学校建設現場のドローン映像を見て会議を終了しました。

(2) 第36回全国おじいちゃんおばあちゃん子ども絵画展表彰式について

9月28日、八千代コミュニティープラザにて第36回全国おじいちゃんおばあちゃん子ども絵画展表彰式を開催しました。町長の挨拶に続いて、全国39都道府県から寄せられた3,314点の中から選ばれた特別賞の受賞者に文部科学大臣賞他、表彰状と盾や記念品を授与しました。その後、会場をぐるりと囲んだ受賞作品を観ながら小林審査委員長の講評をいただきました。この日の会場には受賞された皆さまのご家

族も含め約100名の参加者がありました。また、ガルテン八千代体育館には5日間の公開期間中872名の参観者がありました。なお、ご応募いただきました作品は10月1日正午から1月31日まで、多可町のホームページで公開しています。これからもこの展覧会を通して全国に「敬老文化」を発信します。

(3) 多可町青少年健全育成大会について

10月3日、多可町青少年健全育成大会をベルディーホールで開催しました。会場には雨の降る夜間にもかかわらず136名の関係者の皆さまにご来場いただきました。町長のごあいさつに続いて講師である教育サポーター仲島正教氏の講演「あーよかったな　あなたがいて～あの子に自信と勇気　そして夢を～」が行われました。地域全体で子どもたちを見守ることの大切さをご自分の子どもたちと関わった教師経験から軽妙な語り口とともにわかりやすく伝えていただきました。心に残る講演会でした。

(4) 小中学校の体育祭及び運動会について

10月6日、町内の中学校で体育祭が開催されました。今年は土曜日、日曜日と連日雨が降り、開催が順延され月曜日の開催となりました。八千代中学校は午前8時30分から、中町中学校は午前9時から、加美中学校は正午からそれぞれ開催されました。教育委員会からは学校教育課長と教育長が各中学校の体育祭を順に巡り、中学生の生き生きと演技する姿に力をもらっていました。平日にもかかわらず会場には多くのご家族の皆さまが駆けつけてくださり、仲間とともに奮闘する姿を応援いただいております。今年度をもって3中学校での体育祭は最後となりました。また、小学校の運動会も10月18日には中町北小学校、松井小学校、杉原谷小学校で運動会が開催され、今週末25日には中町南小学校、八千代小学校でも運動会を実施する予定です。

(5) 多可町文化財保存活用地域計画策定記念シンポジウムについて

10月18日、ベルディホールを会場に多可町文化財保存活用地域計画策定記念シンポジウムを開催しました。このシンポジウムは計画が7月18日に文化庁に認定されたのを機に、町民の方々に私たちの貴重な文化財をお知らせするとともに、保存し活用する機運を盛り上げるために開催したものです。まず、地域計画の検討委員会小栗栖委員長のご講演「ふるさとを受け継ぐ」に始まり、那珂ふれあい館安平館長の概要説明、町長と小栗栖委員長の対談、検討委員会有識者の皆さまのパネルディスカッションというプログラムで行われました。会場には兵庫県文化財課の課長をはじめ町内外から91名の皆さまにお集まりいただきました。この計画をもとに今年

度から令和13年度までの7年間「多可のたからを紡ぎだす、持続可能な人づくりまちづくり」を目指して、皆さまとともに取り組んでまいります。

(6) 目標管理ヒアリングについて

10月20日から24日にかけて今年度の上半期の各小中学校での取組状況について、校長からその進捗状況を聞く目標管理ヒアリングを実施しています。これは各小中学校長が6月に立案した学校経営・教職員の育成・学習指導目標についてその達成状況を振り返り、後期の学校経営に生かすために行っているものです。この後、各小中学校でも校長が教職員と面談してまいります。

(7) かがやき多可賞(上半期)表彰について

10月21日に、かがやき多可賞上半期の表彰式がありました。今年表彰されたのは、7月26日から洲本市民球場で行われた野球の第33回ヤンクグリーグ大会に出場した丹波ヤングベースボールクラブに所属する内藤さん、古川さん、杉原さん、高田さんと8月9日から江戸川区臨海球技場で開催された第23回全日本女子軟式野球選手権大会に出場した兵庫ビクトリアに所属する吉田さん、7月25日からホットスタッフフィールド広島で行われた全国高等学校総合体育大会男子4×100メートルリレーに出場した県立社高等学校の森安さん、浜松アリーナで開催されたJFA第12回全日本U18フットサル選手権大会に出場した作陽学園高等学校の徳平さん、名古屋市中小企業振興会館で行われた第39回全国パソコン技能競技大会に出場し佳良(かりょう)賞を獲得した県立多可高等学校の瀬戸さん、高松市総合体育館で行われた第20回若年者ものづくり競技大会電気工事職種に出場し厚生労働大臣賞を受賞した西脇工業高等学校の吉川さん、福崎町エルデホールで行われた第3回全国手話ダンス甲子園に出場した手話ダンスチームI R I S (アイリス) の皆さまです。町長からかがやき多可賞が授与されました。中高生の活躍は町民にとって誇らしく元気を与えていただきます。今後とも更なる活躍を祈念したいと思います。

(8) 多可町中学校理科自由研究について

中学生を対象に夏休みを利用した理科の自由研究の募集があり、多くの作品の応募がありました。その中で多可町教育長賞に中町中学校2年生の伊藤さんの「多可町内の石の種類と模様」、加美中学校2年生寺尾さんの「五右衛門風呂とドラム缶に入ってみる」、八千代中学校の3年生板倉さんの「汚れが落ちるしくみとは」が選ばれました。また、東播理科部会賞に中町中学校3年生の松本さんの「熱中症になると経口補水液が甘いと感じるのはなぜ」加美中学校2年生吉田さんの「野菜で紙を作ってみた!」八千代中学校2年生横山さんの「植物の再生の不思議」がそれぞれ

選ばれ表彰されました。なお、佳作18点を含む24点の作品は10月8日から23日まであすみるにて展示をされています。

以上、8点報告といたします。

ただいまの報告につきまして質疑等ありますでしょうか。いかがでしょうか。ありませんか。

委員：はい。

教育長：それでは、日程第3 議案第23号 多可町スクールバス管理運営規程を廃止する告示の制定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

日程第3 議案

議案第23号 多可町スクールバス管理運営規程を廃止する告示の制定について

事務局（学校教育課長）：多可町スクールバス管理運営規程を廃止する告示の制定についてで、委員会の議決を求めるものでございます。今回廃止になっておりますのは、資料5ページの多可町スクールバス管理規程というものが令和7年の3月27日に改正されております。この改正によりましてスクールバスの運営を行っていこうということでありました。4月より学校教育課の方で運用委任されまして、学校教育課がこのルールに沿って運用進めているというところでございます。しかしながらこの資料の3ページにございます、多可町スクールバス管理運営規程教育委員会告示第15号が、まだ残ったままであったので、この度その規程を廃止するご提案をさせていただきます。比較表をつけておりますが、今回廃止する部分につきましては、既に管理規程でうたわれているところ、あるいは今回いくつか改正を加えて運用しているということに含まれておりますので、教育委員会で運用しておりますこの多可町スクールバス管理運営規程を廃止させていただきたいご提案させていただきます。説明は以上になります。

教育長：ただいまご説明がありましたことにつきまして質疑等ございませんか。

委員さんお願いします。

委員：スクールバスの規程の廃止をされるということは内部での運用だけになりますでしょうか。残る方のスクールバスの管理規程は、まずタイトルの規程、要綱は別として訓令発令されていますので、おそらく内部職員向けの取り決めだと思います。それで一方、廃止する方が告示行為になっていますので、これはおそらく不特定多数の方を対象とした約束事を想定されていたのかなと思うのですが、今質問をさせていただいているのは、スクールバスそのものは教育財産ですので、基本的に教育、学校教育法に基づいて使うというのが本来の目的になります。だ

からその本来目的を遂行するための取り決めが、管理者が学校教育課長であれば同格、同輩、もしくは下位の部下に対する職務命令的な取り決めが管理規程に書いてあると思います。平成17年、同じ時期に告示が制定をされているんですね。どういう意味合いがあったのか、管理運用規程の方も平成17年に制定されている、管理規程の訓令としては平成17年に作られていますので、意図があったのかなというところです。なければもうそれまでの話になりますので、一つはそこら辺の整理がされての廃止なのかなという、まずそこだけの質問をさせていただけたらと思います。

教育長：学校教育課長、お願いします。

事務局（学校教育課長）：はい。スクールバスは、今2台を運用しております。平成17年には教育委員会のスクールバス1台と、町の庁用バス1台という形で、バスが2台、それぞれ1台ずつ運用していたということがありまして、そのときに同時に2つの規程がそれぞれに作られたと聞いております。この度は令和7年度の4月からは教育委員会で、共にスクールバスとして2台での運用がスタートしているわけですが、それに際して、町が訓令という形で一旦定めまして、それを学校教育課に委託するという形で作ってあると聞いていますので、そこへ一本化するべきものではないかということで、教育委員会告示については廃止を提案させていただいています。

教育長：委員さん、お願いします。

委員：すると、今現在スクールバスは2台あると。2台ともに教育財産として学校教育課として持たれているということですね。町長部局にあれば、おそらく町長部局のバスとしての本来の使用目的があつただろうなと思います。それはおそらく、町民の方々を対象とした運用運行として1台持ちますという形の行政財産だと思います。それを例えば教育委員会に持ってきて運用するということは、行政財産をまず処分して普通財産に落として、それから教育財産に持っていく場合が一つです。もしくは、行政財産の目的外使用でスクールバスとして使う形、2どおりあるのですが、通常の場合は行政財産を廃止して教育財産に移管して、教育財産としてバスを運用すると。本来はその手続きを取るだろうと思っています。本来の町長部局での使用目的がもうなくなってしまっていて、現在学校教育課でスクールバスとして2台を運行されているのであれば、教育財産ですよと。そのところを整理をしておかないと、おそらく部活動の地域展開のところでやはり貸してほしいとか、いろいろな形ができる場合、それは本来そのスクールバスというのは、教育活動に使うべき財産なのに、それを一義的に使っていかないといけないので、クラブの遠征時に使うということは目的外使用になります。いわゆ

る教育財産の目的外使用という形で処理をして使っていただかないと境目がわからなくなりますので、特にこれから3年から5年程度は部活動の地域展開で何らかの形で便宜を図っていかないといけないと思いますが、スクールバスを使うこと自体は僕も反対でも何でもないのですが、まず一義的には学校教育の現場で使う財産ですよという意識だけを持っておいてほしいというのが一つです。そのときは必ず学校教育課長の指揮命令、いわゆる管理監督権を含めて、すっきり整理をされておかないと、事故があったとき困ることになりますので、目的外使用になつたらまたこれ別ですね。いわゆる目的外使用中に事故が起きたら、一義的に対応するのはおそらくその使用者だろうと思います。ただ学校教育課長が責められるのは、そういう団体に貸した行為が良かったかどうか、間違いではなかったかどうかというのを責められる場合もありますが、適切なその目的外使用の場合をきっちり定めてそれに則って判断しましたということであれば、特段問題はないと思います。そういう意味で、少しこの2つの規則と基準を見せてもらったときに、同じ言葉が違う表現で書かれているんですね。おそらくほとんどの場合、目的外使用のときの場合がずっと使用の基準という形で書かれていましたので、個人的な意見ですが私は、表記をすっきりされる方がいいのかなと思います。一義的にはおそらく生徒児童の送り迎えに使うだけのバスだと思いますので。

教育長：教育総務課長、お願ひします。

事務局（教育総務課長）：規程の部分で委員さんが言われるのは、スクールバスで生徒さんのバスという規程ですので、地域展開というところは生徒さんの使用ではないので、目的外使用の規程なりを設けて運用していくというご指摘ということでおろしいですかね。

委員：私の目的外使用の考え方とは、規程にきっちり使用の目的が書かれていれば、それ以外は全て目的外使用になりますので。どう表現するかと言えば「その他教育長が認めたとき」や「特段認めたとき」や「学校教育課長が特段認めたとき」で、おそらくそれら全てが目的外使用になると思います。ただ、その簡潔な言葉のときはどういうときかと言えば、例えば「校外活動で使用するとき」などです。本来は通学に使うスクールバスを校外活動に使えますよと、学校の授業の中で行って帰ってくるだけの話ですから。または「他の住民団体が利用するとき」などが、それなりに書かれていたと思いますので、それはそれで十分だと思うのです。それがいけないのでなくて、その他にもあるということです。おそらく地域展開をしたら、ここに「その他特段に必要を認めるとき」の場合として、地域展開を入れられても構わないと思うのですが、どういうふうにして地域展開をされるときにスクールバスを利用されるのかです。貸し付けをされると思いますので、そのところではないかと思います。目的外使用の条項は、例えば、管理運営規

程の第5条の第1項第2号「その他管理者が必要と認めた場合」、それから第5条以外が基準外の使用になっていますので、おそらくこれが目的外使用のことだと思います。スクールバス運用管理規程の第5条で基準外の使用と書いてありますので、これはおそらくこの場合には目的外使用を認めますよということですね。でも、ここでいう目的外使用を認めるのは職員対象ですから。訓令とされていましたので、対住民の決まりではないという、その辺の整理だけをしていただきたいです。行政職員からすれば、そこを守っていかないといけないのかなと感じます。ですから、これを使って目的外使用されても、おそらく課長にはその権限があると思いますから構わないのですが、訓令という表記上、一時的にはおそらく教育委員会の職員、もしくは町長の配下の職員の方かなと思いました。その辺で対外的なところを押さえるのであれば、少し注意が必要なのかなと、そこだけを十分にしっかり押さえていただければ、特に混乱がなくなってくるという思いです。以上です。だから反対ではないです。

教育長：委員さんのご意見ですが、管理運営規程について廃止するということは問題ないという中で、その次にある多可町スクールバス管理規程に変えるものとして、新たに作る事についてはどうなのか、というところでよろしいですか。

委員：残ってる規定の方を、少し用語的に整理をされる必要があるのかなと思います。その整理をするときに、残る方が職員を対象とした決まり事が訓令で、職務命令を文章で書きましたよというものですから、そこの違いで一番心配するのは、使用基準のところにもありましたが、住民への貸し出しをする際には職員がおそらく随行しない、運転はしないと思いますので、それを訓令で対応するのは避けた方がいいのかなと思います。間違いではないと思います。書いてないからできないということではないと思いますので。でもやはり役所、公務員というのは、明文化された部分に則って公平に執行していくのが一つの本分だろうと思いますので、そこだけ注意をしていただけたらなというところなので、改正そのものには反対でも何でもないです。ただ、残る方の用語の改正ですか整理は、少なからず見直しておく方がいいのではないか、というところでご理解いただければ助かります。以上です。

教育長：はい、ありがとうございます。多可町スクールバス管理運営規程というのを廃止してしまって、現状が、町バスが全てなくなってスクールバスになる関係でここに書いてある文言自体が現状にそぐわないということで、廃止ということはいいのではないかというご意見だと思います。ただ、これに代わるスクールバスの管理運営規程を新たに整理して、作る必要があるのではないかというご意見かと思いました。つまり、町民の方に広く知らせる必要があるということも含めてのご提案だったのではないかと思います。

どうでしょうか、そうしましたら、スクールバス管理運営規定を廃止する告示については、現状にそぐわないということで、皆さまご了承いただけるでしょうか。

委員：はい。

教育長：それでは、議案第23号について採決をとりたいと思います。議案第23号は承認するでございませんか。

委員：はい。

教育長：ありがとうございます。議案第23号は異議がないものと認め、提案どおり可決いたします。ただ、この管理運営規程を新たに現状に沿う形で作るという方向で、次回にご提案させていただくことになりますので、またご準備の方よろしくお願ひをいたします。

教育長：委員さんお願ひします。

委員：貸し出す際の手続き、手順だけを整理されたらと思います。大変な仕事になるかと。ですから、そういうことが発生するまでに整理をしていただけたらいいのかなという思いで、少し複雑なお話をしまいましたが、以上です。

教育長：8ページに、内部の使用基準ですが多可町スクールバス使用基準を定めています。このあたりのことを詳しくその中で定めて行けばいいということで、よろしいですね。

委員：これもスクールバスになっていますので、使用範囲が本来のスクールバスの目的と目的外、いわゆる住民の方を対象とした分がない。例えば農業委員会が使うとしても全然別組織ですので、これは目的外使用になります。2号からあとはおそらくスクールバスの目的外使用の形になります。ですから詳しく、こう該当したときは目的外使用や目的使用関係なしに使用を認めますよっていうことで、おそらく決められてるんだろうなとは思います。分かるものが読めば、その理解で仕事をしていくと思うのですが、それを理解していないものが利用したときに、一番職員として大切なことは、使用目的にかなっているか、あるいは目的外の使用なのか、そのところをまずしっかりと押さえて手続きをしていくというのが一番大切なことでしょうし、何か事故が起こったときはそこが大きな別れ道になると思いますので、そういう意味で、少し念を押させていただいたところです。以上です。

教育長：ありがとうございました。このご意見を踏まえた上でまた新たな管理運営規程を定める場合は、またこちらの教育委員会でご審議いただくという形でよろしくお願ひをいたします。

続きまして、次の議案第24号多可町地域クラブの認定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

議案第24号 多可町地域クラブの認定について

事務局（学校教育課長）：多可町地域クラブ認定要綱の第5条の規定により、多可町地域認定クラブに次の個人又は団体を認定したいので、委員会の議決を求めるものでございます。今回認定する地域クラブとしましては、6つのクラブが上がっております。一つ一つ少し詳しく説明をさせていただきます。

まず一つ目の、囲碁将棋クラブについてでございます。囲碁将棋クラブは高木さんに代表お願いしております。囲碁将棋で、これまでも講座、教室等をされております。これまで対象としましては中学生ではなくて、一般の高齢の方を中心とした囲碁将棋クラブを開催されております。この度中学生の地域展開ということで、対象を小学生を含めた形で中学生も受け入れますよということで、子どもたちに広げていただいた形になっております。資料2、3ページには認定クラブの要綱に沿った形で、あるいはガイドラインに沿った形で進めますということをチェックをいただいておりますので、ご承認いただければと思います。

続きまして、2つ目の手話ダンスサークル「IRIS」さんになります。これまで小学生を中心に活動されてきておりました。中学生も何人かいるのですが、今回認定という形をとらせていただき、広く中学生にも呼びかけていきたいというクラブになります。活動自体も認定要綱に沿った形で行いますということで申し込みいただいておりますので、2つ目の手話ダンスサークル「IRIS」さんをよろしくお願ひいたします。

続いて3つ目です。「BOREAS」さんになります。中学校で行っておりますソフトテニス部を引き継ぐ形で、この度は新たに立ち上げる地域クラブになります。代表者の曾谷さんにつきましては、現在中町中学校の部活動外部指導者として活動をされており、学校の部活動の方に指導者として入っていただいている方であります。また、これまで4年以上八千代区のスポーツクラブ21はななみでガルテン八千代のテニスコートを利用して、地域の中学生を中心にソフトテニスの活動をされている指導者で代表者の方であります。これまでの実績もございまし、それから本年度から学校の部活動指導員で子どもたちとの関係も築きながら、このたび地域クラブの移行に繋げていくという団体でありますので、また次のページにもありますように、認定クラブの要綱に沿った形で活動していただける団体かと思います。

続きまして4つ目です。こちらは「Ririhaクラブ」さんで、北藤さんが代表を

されております。活動内容としましては、3つのことができるというクラブになります。ハワイアンフラダンス、それからヨガ、それからハワイの料理を作るという、この3つの活動が混ざっております。1つでも大丈夫ですし、2つあるいは3つという形で、子どもたちのやりたいことに沿う形で地域クラブとしての活動をしていただけるというところでございます。ご自身もお店をされていましたのですが、これまでもフラダンスやヨガにつきましても教室、講座を持ってずっと活動を続けておられる方ですので、この度中学生も対象に広げたいということで、認定要綱に沿った形で手を挙げていただいている団体になります。

続きまして、5つ目の「多可町弓道クラブ」でございます。代表者は杉本さんにお願いしております。弓道という全く新しい種目になります。活動場所のところになりますが、月曜日と水曜日につきましては、多可町内の中学校周辺で少し広いところがあれば、弓道の作法や形、あるいは実際に弓矢は持たなくてもできることをトレーニングしたいという形です。そして、土曜日の活動につきましては、実際に丹波市の弓道場まで行きまして、そこで実際に弓矢を射るということで活動を予定しております。実際に教室も開催しまして体験会に参加した中学生がぜひ続けたいと希望を持っており、また認定要綱に沿った形で活動いただけることもありますので、認定をよろしくお願ひしたいと思っております。

最後になります。中町剣道スポーツ少年団についてです。こちらの方は今現在小学生を対象にしたスポーツ少年団の活動として長年お世話になっております。代表者の方は松田様でございます。子どもたちの様子としましては、小学校6年生が終わった段階で、一旦中学校の部活動に、剣道スポーツ少年団から離れて部活動をされるという形の生徒さんと、引き続きスポーツ少年団の方に残って練習に参加していくという生徒もいました。中学校の部活が最優先という中で、部活動とこのスポーツ少年団の両方の練習に参加している中学生もいたわけなのですが、この度地域展開をするというところで、小学校段階から引き続き中学校も受け入れて活動していただいてます活動年数としましてはもう10年を優に超える長い年月指導いただいているので、十分指導いただけるのではないかと思っております。新たに中学生を対象として、認定要綱に沿った形でされています。以上の6つのクラブについて、この度認定いただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

教育長：ただいまの事務局の説明につきまして、ご質疑等ございませんでしょうか。

委員：はい。

教育長：委員さん、お願ひします。

委員：1点目、Ririhaクラブですが、この活動時間見ましたら、16時30分から18時まで火曜日となっているのですが、これ、営業時間中ではないでしょうか。このRirihaスタジオや厨房は、もしかして喫茶店の中にあるところではないかなと思うのですね。お客様がいらっしゃるのか閉められるのか、その辺の確認だけなのですが

教育長：委員さん、ご存じなのですか。どうぞ。

委員：前にヨガに行っていたときは、お店に入ると細い通路があり、別のドアがあってそこにヨガができるところがありました。料理に関しては分かりません。

教育長：委員さん、どうぞ。

委員：はい、わかりました。1回しか行ったことないので、そこの確認だけです。お客様がいらっしゃる前で子どもたちが活動しないといけない、あるいは一緒になってしまふという、そのところだけがどうなのかなと。ちょうど営業時間中でしたので、営業の片手間も含めて、少人数であれば対応が効くだろうなとは思うのですが、少しそこのところだけが一点気になりましたので、またご確認お願いします。反対ではないです。

もう1つが、ここに集まった教育委員が話さないといけないのかなと思うことが、一旦家に帰って19時から21時までの21時の方がだいぶ気になるのです。子どもたちが親の監督下の中で、21時まで外へ出すということなのですが、地域展開という中で、教育委員として21時までのこういう活動をどう捉えたらいいのかなと思ったときに、自分自身の結論、考えがまとまりませんでしたので、一旦ここに集まっています5人で意見は交換しておかないといけないのかなと思います。中学校の下校時間で帰る分はそれは構わないと思うのですが、夜間の21時まで活動させて、家に帰ればおそらく10時おそらく今もそういう生活は塾にしろ活動しているところはあると思うのです。今まででは保護者の家庭での対応というところで、特段議論はしてこなかったと思うのですが、この度、地域展開のこういう形の中でお世話にならないといけないところで、21時という時間帯については少し意見を交わして、考え方なりを確認しておく必要があるのかなという思いで、あの表を見させていただきましたので、その2点です。認定そのものには何も反対ではないのですが、今後、その辺だけ教育委員としての考え方だけはまとめておかないといけないのかなという思いはしましたので、出させていただきました。

教育長：ありがとうございました。この21時の件につきましては、また別途時間を取って協議させていただきたいと思いますがよろしいか。この認定のところとま

た別に、次回でもそのあたりを少し整理させていただく形で。学校教育課長、そのあたりの何か資料が出るのなら出していただきたいので、よろしくお願ひします。他の委員さんは、資料を出して、それで協議させていただく形でよろしいですか。

委員さん、どうぞ。

委員：私も今、委員さんの方からお話をありました、技術の向上についてはそれでもいいかなと思うのですが、それを支える時間帯、これが少し気になっています。これでいいと言えばいいと言えるのですが、放課後の時間帯、子どもたちが学校を出てから家へ帰るまでの間の時間帯が非常に長いチームもありますし、夕暮れと同時に帰れるチームもあるとは思うのですが、放課後の過ごし方ということで、17時ぐらいまでは学校の管理下で、学校周辺で図書館などいろいろと時間を過ごす場所はあると思うのですが、生活指導面で、特に18時から20時過ぎてからの子どもたちの様子がうまくいくのかなと。誰が管理責任持って子どもたちを見守るのかなと。もし万が一のことがあったりしたら、どういう対応をしていったらいいのかなと。そういうことを心配するところなのですが、ある中学校の先生にお話聞きましたら、放課後は学校の方で見れますよということを言われるのですが、果たして学校を離れたら、いくら近くと言えど広いですので、子どもたちの動きがしっかり観察できるのかなということを思ったりもします。そんなところで放課後の時間帯、生活指導の面でまた問題が起きはしないかなということを考えましたので、話し合う機会を学校等と持ちながら子どもたちを支えることができたらなと思います。

非常にたくさんの種目が出ておりますので、以前、学校の方では毎週水曜日の放課後2時間ほど必修クラブというのをやっていたことがあるのですが、部活動にない種目を各先生方が一齊に、こんなモデルで、こんなこともできるということで、必修クラブを開いて、その必修クラブと同時に今度は部活動も一緒にやるという、非常に種目数が多くなってしまっていました。例えば野球とかサッカーとかソフトボールとかバレーボールとか団体種目については、人が集まるのかなということ。やればいいと手放しに生徒が、子どもたちが集まるのかなと。集まらなかつたら試合にも出れない。練習を一生懸命してきても試合に出れないほど悔しいことはないので、そういった形だけないように、どこかで人数的なこともいい案が出せたら、補助ができたらと思います。これだけの種目でいいことなのですがこうして受け入れていただける指導者の方々には、本当にありがたいことなのですが、種目が多すぎて、ここでまたこんな言葉はないかも知れませんが、帰宅部というものに入らなければいけないという、もうそのまま帰宅するという、そういう帰宅部という子どもたちも出てきます。そういった中で、地域クラブの方で、クラブのチームが人数的に成り立つかどうか、そういった問題も出てくると思いますので、その辺のところ、放課後の時間帯と同時に子ども、生徒たちの

人数把握、こういったところもいろいろ今後見ていかなければいけないと思いますが、これはずっとやっていきながら進めていかなければいけないかなと思います。要するに、心配していても仕方がないので、やっていきながらぼちぼち考えていかなければいけないかなと思いました。それから私が出席させていただいている多可町生涯スポーツ振興委員会のところで、兵庫教育大学の森田先生もお話をされました。そのときには「多可町は本当に県内でも先行して素晴らしい受け皿とか動きをされております」とお言葉をいただきました。他と比べるのはおかしいのですが、多可町はかなり先進的に前に進んでいる地域なのかなと感じましたが、課題はまだたくさんあると思いますので、時間をかけていい智恵を出していきたいと思います。以上です。

教育長：ありがとうございました。貴重な意見をお伺いしました。それでは、先ほどお話に出ましたように、最終の活動時間のことも含めまして、また次回以降検討してまいりたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。今回出されましたこの認定クラブの承認につきまして、お諮りをさせていただきたいと思います。議案第24号につきまして、承認することで異議ございませんか。

委員：はい。

教育長：ありがとうございます。それでは議案第24号は異議がないものと認め、提案どおり可決いたします。続きまして、議案第25号 多可町英語検定受験料補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定につきまして議題といたします。事務局の説明を求めます。

議案第25号 多可町英語検定受験料補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について

事務局（学校教育課長）：多可町英語検定受験料補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定についての資料をご覧ください。実は本年度、英語検定の新しい級が生まれまして、それが英語検定準2級プラスになります。資料に受験の9のランクの表があるのですが、一番下から見ていただきましたら、4級から3級、そして準2級、準2級と2級の間に「準2級プラス」という一つの級が生まれておりますので、実際に令和7年度から運用に当たって「準2級プラス」を入れたいというところでございます。それから、第4条の第1項中になりますが、「検定2級」の次に「、準2級プラス」を間に入れたいと思います。さらにこの度これまでそうだったのですが、準会場の扱いとして、町内、町外を謳っていなかったのですが、町内の準会場だけがその補助金の対象になるのではないか、町外の英語の塾などで受けたものについては対象にならないのではないかとか、いろいろとあ

やふやなところがございましたので、多可町の小中学生を対象に、町内外で受験したものについても補助をしていきたいということで「町内外」という文言を入れさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願ひします。

教育長：ただいまの事務局の説明につきまして、何かご質疑等ございますか。

質疑等ないようですので採決に入りたいと思います。議案第25号は承認することでご異議ございませんか。

委員：はい。

教育長：ありがとうございます。それでは議案第25号は、異議がないものと認め、提案どおり可決いたします。続きまして、承認第11号 多可町立学校教職員人事異動についてを議題といたします事務局の説明を求めます。

承認第11号 多可町立学校教職員人事異動について

事務局（学校教育課長）：承認第11号 多可町学校を町立学校教職員人事異動についてという資料になります。令和7年度末の人事異動によります方針をご承認いただきたいというものです。令和7年度までも同様に基本方針を定めておりました。大きく変えたいところをご説明させていただきます。「令和8年度多可中学校が開校するため、原則として現3中学校に勤務する教職員は多可中学校に勤務することとするが、希望する場合は、交流人事や校種間異動も進める。」という文言を入れさせていただいております。3中学校が廃校になりますので、全ての教職員が異動として、多可中学校へというのを原則として考えているところであります。それから、合わせまして実施にあたっての留意事項の（5）のところです。ここにも令和7年度末のた新たな文言として、（ただし、開校する3中学校の教職員は、全員が異動対象とする）というところを入れさせていただいております。小学校につきましても、これまでの人事異動の方針としましてあまりにも長い方については異動の対象にするということで、概ね7年というのはこれまでどおりです。それから異動人事が最大の研修の一つであるという認識のもとで、異動することで更なる教職員としての資質向上を図りたいということで人事異動を進めていきたいと考えております。ご承認いただきますようよろしくお願ひいたします。

教育長：ただいまの事務局の説明につきましてご質疑等ございますでしょうか。ありませんか。

委員：はい。

教育長：質疑等ないようすで採決に入りたいと思います。承認第11号は承認することでご異議ございませんか。

委員：はい。

教育長：ありがとうございます。それでは承認第11号は異議がないものと認め、提案どおり可決いたします。続きまして承認第12号令和8年度多可町立小中学校の授業を行わない日(施行)の承認についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

承認第12号 令和8年度多可町立小中学校の授業を行わない日（試行）の承認について

事務局（学校教育課長）：令和8年度多可町立小中学校の授業を行わない日（試行）の承認を求めるものでございます。まず、（1）、（2）につきましては規定どおりで変更ございません。（3）の春季休業日につきましては、4月1日始まりで4月8日までを春季休業日としたいということでございます。実は、多可町の運営規則によりますと、春期休業日は4月6日までとなっております。令和6年度より、新学期スタートの業務が多忙であるということで、4月7日までを春休みという試行をしておりました。この度、4月8日をさらに春休みに含めますのは、統合中学校の開校式が4月9日に実施され、中学校はこの日を始業日と考えております。それに合わせまして、試行ではありますが小学校も同日まで春休みを1日長くしまして、4月8日までをお休みとさせていただきたいということでございます。（4）の夏季休業日につきましては、7月22日から夏休みに入るということで、夏休み期間を1日遅らせております。通常ですと7月20日までを1学期の最終日としており、1日遅らせたら21日までなのですが、この日が土日の休みの日になっており、7月21日まで学校へ来て、1日延長して22日から夏季休業日とすると考えております。ですので、統合中学校の開校式が4月9日にある関係で、春休みを1日長くし、夏休みを1日短くして運用したいというところでございます。2学期の始まりと終わり、それから3学期の始まりと終わりにつきましては、多可町の運用規定どおりの日程となっております。ご承認くださいますようよろしくお願いいたします。

教育長：ただいまの事務局の説明につきまして、ご質疑等ございませんでしょうか。よろしいですか。統合中学校が誕生し、引っ越しにかかるいろいろな業務が発生してまいりますので、当然開校で1日遅れるというところに合わせて、その遅れた分を夏休みに入るのを遅らせる形で対応させていただきたいということです。よろしいですか。

委員：はい。

教育長：それでは、承認第12号は承認することでご異議ございませんか。

委員：はい。

教育長：ありがとうございます。それでは、承認第12号は異議がないものと認め、提案どおり可決することに決定しました。続きまして、承認第13号 多可町教育委員会後援名義申請の承認について（令和7年9月分）を議題といたします。事務局の説明を求めます。

承認第13号 多可町教育委員会後援名義申請の承認について（令和7年9月分）

事務局（理事兼教育総務課長）：承認第13号、専決処分したものにつき承認を求ることについてご説明をさせていただきます。多可町教育委員会後援、名義申請の承認について多可町教育委員会事務委任等に関する規則第4条の規定により別紙委員により専決処分しましたので、第5条第1項の規定によりまして報告し承認を求めるものでございます。

後援名義申請一覧（9月）というところをご覧いただきたいと思います。一覧表の3番、5番、6番、7番についてはよく申請いただいている団体でございますので、今まで申請書の方をご覧いただいたと思うので説明は割愛させていただき、1番、2番、4番について説明をさせていただきます。

1番と2番については、多可郡ソフトボール協会からの申請でございます。西脇市にある団体でございまして、まず1番は、9月21日にガルテン八千代のグラウンドで、多可郡のソフトボール協会に所属している地元の4チームが試合をされております。入場料、会費等の参加費の徴収はなしです。2番は、同じ団体で、10月25日、26日にかけて、同じくガルテン八千代のグラウンドと八千代中学校のグラウンドの方でソフトボール大会を開催される計画となっております。こちらの方は一般男子チームで支部協会の推薦を受けたチームということで、もう少し幅広く多くのチームが参加されるということで、後援団体としては県のスポーツ協会、多可町、また神戸新聞社、あとは多可町のスポーツ協会へ後援を申請をされております。

次に4番です。こちらは西脇市にあります北播磨補導委員連絡協議会からの申請となっております。こちらの団体の合同研修になっておりまして、後援は、県の青少年補導委員連合会など、行政機関へたくさん申請をされております。実施日が令和7年11月29日午後2時から社公民館で開催されるというところで、参加者は、北はりま各市町補導委員会など約200人が探される予定となっており

ます。残りの3番、5番、6番、7番についてはご確認をいただき、7件の申請についてご承認を賜りたいと考えております。以上でございます。

教育長：ただいまの事務局の説明につきまして、ご質疑等ございませんでしょうか。

委員：はい。

教育長：それでは、質疑等ないようですので採決に入りたいと思います。承認第13号は承認することでご異議ございませんか。

委員：はい。

教育長：ありがとうございます。それでは、承認第13号は異議がないものと認め、提案どおり可決いたします。続きまして、協議第12号多可町教育委員会後援名義申請の承認についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

日程第4 協議事項

協議第12号 多可町教育委員会後援名義申請の承認について

事務局（理事兼教育総務課長）：後援名義の申請書の写しになっております。大阪市枚方市にある株式会社ほるぶエーアンドアイという会社からの申請になっております。東山魁夷さんの作品の販売となっているのですが、3番の事業内容というところをご覧いただきたいのですが「版画作品約40点他日本絵70点の展示販売」という記載がございます。一方で参加費は無料となっているのですが、これは展示販売ですので営利目的になるのではと考えております。別紙に「多可町教育委員会後援名義の使用承認に関する規定」を配布をさせていただいております。第2条にまずその承認要件があるのですが、1号を見ていただけたらと思います。特定の団体等の宣伝又は主たる目的とするものという、この第1号に該当するのではないかということで、不承認とさせていただきたいと考えています。申請の際に収支計画書が提出されていたのですが、収入で約140万円の収入があり寄付を10万円ほどされるということなのですが、あくまでも、営利かなというところでございます。他の自治体で後援をされている市町に聞きますと、同じ規定にも関わらず承認されているのですが、寄附されているからという理由で横並びで承認されているのかなというところです。株式会社でそこで収入を得て寄附をされているのですが、収入を見ますとほとんどが利益とされていますので、不承認とさせていただきたいと思います。以上でございます。

教育長：今、事務局の説明がありましたですが、何かご質疑等ございますでしょうか

か。よろしいですか。

委員：はい。

教育長：では、採決に入ってよろしいですか。

委員：はい。

教育長：それでは、事務局の提案どおり、これは不承認ということでおよろしいでしょうか。

委員：はい。

教育長：それでは、この後援名義申請については、後援をしないという不承認で可決をしたいと思います。続きまして、日程第4 報告事項に入ります。

日程第5 報告事項

(1)各種委員会の報告

教育長：(1) 各種委員会の報告についてですが、委員さん方で出席された会議の報告等はございませんでしょうか。委員さんお願ひします。

委員：9月30日(火)に、多可町生涯スポーツ振興委員会があすみるの大会議室で開催されました。出席者は16名ほどで、町長始め各種団体の方々が出席されていました。各種団体は、スポーツクラブ21やスポーツ推進委員会、ジュニアスポーツ、それからPTA代表の方、シニアクラブ連合会の方、障害福祉委員会の方、各学校長代表の方16名での会議でした。

以前は文科省で今はスポーツ庁、ご存知のとおり地域スポーツ課というところから下ろされているところですが、多可町でも生涯スポーツ振興委員会でかなり前から動かれています。中身につきましては、第2次多可町生涯スポーツ振興委員会計画で、これまでいろいろな冊子を作られていましたが、あくまでも中学生の地域スポーツだけではなく、町全体の健康づくり、仲間づくり、まちづくり、そういう形の理念でもって進められているスポーツ振興委員会でございます。当日は、兵庫教育大学の森田先生が来られました。いろいろな助言で良い話を聞かせていただきましたが、中学生の地域クラブ活動については、ちょうど体を動かさないといけない時期ですので、今までそういった意味を込めての部活動でしたが、働き方改革の中での地域展開だったので、とにかく地域が受け皿となって頑張ってほしいということでした。それから多可町は県下でも先頭を切っていると言ってもいいほど地域スポーツについては先に進まれている町です、という

お話を聞いたのですが、やはりまだまだ課題というか心配事は絶えませんので、いろいろな意見を出し合いながら進めていきたいと感じました。あとは、中学生に関係することですが、心も体も大きく成長するときですので、この時期の動きをよく考えながら子どもたちをサポートしないと、時間と場所と人数を与えたたらそれでよしという話、成長期にある子どもたちをどう支えリードするのかというところも柱を忘れてはいけないと、その会議中に思いました。地域クラブに方向は向いていますので、できるだけ協力していきたいと思いますし、いろいろな指導者も率先して地域展開を受け入れてくださっておりますので、応援していきたいと思います。それから、森田先生からお話があったのは、公的なお金ですが、やはり町が出る方が良いのですが、全て出すものではないので、個人、自分が必要なこと、やりたいことは自分で払うというのがそのとおりであるということも付け加えてお話をされました。そこをどこで線を引いて町が出るのか、また個人が3,000円程度の月謝を払うことになりますが、どこまでそういった線が引けるかというところを町も線を出すことが大事であるという話もされました。公益性を町としてどう考えるのか、町としての政策をはっきりとさせることも大事ですという話でした。以上が9月30日の生涯スポーツ振興委員会での報告です。以上です。

教育長：ありがとうございました。続きまして委員さんお願ひします。

委員：私からは1件、10月14日19時30分から生涯学習推進協議会の会議がありました。内容は、令和7年度の生涯学習関連の事業説明をひととおりいただいた後、出席者の方々が意見交換をして終わりました。それぞれ思いがあって意見交換そのものは一つの結論というか、意見の表明だけに終わっていましたので、私からは、中学生のスポーツ・文化活動地域展開についてお伝えしました。学校教育課でも十分頑張っていただいているのですが、まだまだその受け皿としてのそれぞれの協力体制が不十分なところがあるので、それぞれの団体の方からもご理解をいただけたらありがたいです、とだけお願いをしておきました。うなずいていただいている方もあれば、そんなことがあったのかという顔をした方もいらっしゃって、まだまだ中学生の部活の地域展開、それなりに浸透しているところもあれば浸透していないところもあるのかなと思いながら、来年の4月1日からになりますので、できるだけご協力くださいということで話を終えて帰ってきました。以上です。

教育長：ただいまの報告につきまして質疑等ござりますか。よろしいですか。

委員：はい。

教育長：ないようですので、各種委員会の報告を終了しまして、報告事項（2）教育委員会事務局の報告に入ります。教育総務課、報告をよろしくお願いします。

（2）教育委員会事務局の報告

【教育総務課】

事務局（理事兼教育総務課長）：まず、統合中学校の開校準備委員会の関係についてでございます。9月25日に多可中学校開校準備委員会があり、各部会から報告をさせていただいている。その各部会の取りまとめの報告書が出来上がっておりますので、多可中学校開校準備委員会での協議内容については教育長の挨拶のとおりでございますので割愛をさせていただきたいと思います。各部会の内容につきましては、資料に総務部会からPTA部会までの各報告内容が取りまとめありますので、後ほどご覧いただけたらと思います。次に、開校に向けたスケジュール案という資料をつけさせていただいております。こちらは令和8年2月から開校までのスケジュールで、開校、閉校の関係のものは、上段の令和8年2月22日に各中学校の閉校式がございます。そして3月1日に統合中学校の竣工式と内覧会、そして翌週の土曜日に内覧会を予定しまして、8日にはプレ登校というところで、8月後半にバス通学トライアルを実施しましたが、3月8日に実施する分は、実際に自転車通学でありますとか、全ての生徒が登校してくるというイメージで、実際に本当のプレ登校を実施したいと考えております。そして下の欄4月9日の欄を見ていただきますと、午前中に統合中学校の開校式典があり、午後に始業式でございます。翌日の10日金曜日に入学式でスケジュールを立てて、備品の配置でや引っ越しなどを3月中旬に実施して、4月の開校に遗漏がないように取組を進めていきたいと考えております。

続きまして、行事予定表で4点報告をさせていただきたいと思います。まず1番目は研修会の関係でございますが、令和7年10月29日(水)の令和7年度近畿市町村教育委員会研修大会から、令和8年1月16日(金)の市町村教育委員会研究協議会まで表示をさせていただいております。詳しい内容については資料でご確認をお願いいたします。次に、令和8年度の事業内容一覧表です。令和8年4月から令和9年3月までの予定ですので、ご覧いただきご予定をいただければと考えております。

そして、2番目、教育ビジョンの関係でございます。教育ビジョン検討委員会を12月11日にあすみるで開催する予定としております。

3番目、統合中学校開校準備委員会でございますが、12月3日(水)に第14回統合中学校開校準備委員会をベルディーホール会議室で開催する予定としております。前回の9月25日にありました準備委員会の協議内容を開校準備委員会だよりについておりますので、ご確認をいただけたらと考えております。

続いて、4番目の那珂ふれあい館の事業でございます。10月18日(土)にあり

ましたシンポジウムのチラシと、次に戦争展のチラシで、9月10日から10月末まで実施しております。私も昨日見に行かせていただきました。結構人気があるようで、来館者も多いというところで、もしお時間が許すようでしたらご来館いただいて、是非ご覧いただけたらと思いますのでご案内をさせていただきます。また、那珂ふれあい館の11月のイベントを情報をつけさせていただいているので、ご確認いただけたらと考えております。

次に、9月25日に開催しました定例教育委員会の要旨録をつけさせていただいているのでご確認いただけたらと思います。教育総務課からは以上でございます。

教育長：ただいまの教育総務課の報告につきまして、何かご意見ご質問等はございますか。委員さんお願いします。

委員：確認だけです。開校に向けたスケジュールがあったと思いますが、スケジュール的に空けておかないといけない日を教えてください。以上です。

教育長：教育総務課長、お願いします。

事務局（理事兼教育総務課長）：出席いただく予定のものを改めてまたお知らせをさせていただきますので、別に資料を提供させていただきます。申し訳ございません。

教育長：委員さん、どうぞ。

委員：閉校式典、開校式典は、私達はまだ未定でしょうか。

教育長：教育総務課長、お願いします。

事務局（理事兼教育総務課長）：スケジュール案の2月から報告させていただきます。まず閉校式典が2月22日あります。続いて3月1日に竣工式、そして3月14日の卒業式、4月9日の開校式典と入学式です。4月2日の教職員の集い、これは毎年出ていただいているのでこちらもお願いします。以上でございます。

教育長：また、このご案内については再度確認もさせていただきますので、スケジュールの方をよろしくお願いいいたします。特に他にないようでしたら次に移させていただいてよろしいか。

委員：はい。

教育長：続きまして、学校教育課の報告をよろしくお願ひします。

【学校教育課】

事務局（学校教育課長）：学校教育課関係の予定では、小学校の卒業式が3月23日になりますのでよろしくお願ひします。

それでは、学校教育課からの報告で、秋季学校訪問について、資料を見ていただけたらと思います。既に2つの学校は終わっておりまして、残り6つとなっております。10月27日の加美中学校から杉原谷小学校の11月19日までという日程で、それぞれの教育委員様にはお世話になります。学校着と色付けしている箇所が、開会の5分前ぐらいの時間になっておりますので、この時間に学校に来ていただき、また、終了予定時刻はまとめの会の終了時刻を黄色で色付けしておりますのでご確認いただけたらと思います。

続いて、中学生のスポーツ・文化活動地域展開についてです。9月の定例会と本日を持ちまして、今のところ18の地域クラブが認定をいただいていることになります。中学校の部活動から地域クラブで進めているところにつきましては、それぞれの部活動の生徒を対象に保護者説明会を行っておりますし、10月21日には陸上競技の保護者説明会、それから10月28日にはソフトテニスの地域クラブの保護者説明会を開催する予定にしております。さらに体験会としまして、あまり日本では馴染みのないスポーツではあるのですが「クリケット」指導の方方がぜひ多可町で地域展開がしたいと、プレ体験会を予定されております。外国ではかなりメジャーなスポーツのようです。

委員：野球と少し似てるスポーツなのですか。

事務局（学校教育課長）：はい。そして、カラー刷りの一覧のものになりますが、今スポ・カルたか事務局の方で運動部、それから文化部として話を進めています。それぞれのクラブがこの一覧になっております。今日の定例教育委員会で、既に18の団体が認定クラブに認定いただいたわけですが、準備中でありますとか、調整中というあたりの団体につきましては、今までにその認定に向けて調整をしているところでございます。4月にスタートするクラブもございますので、また今の6年生の子どもたちが統合中学校で中学1年生が入学してくるまでにこの一覧を整えまして、説明会等で選択できるように進めていきたいと思っております。なお、中学1年生の入学説明会を12月14日に予定しております、その際には新1年生の子どもたち、それから保護者、できればそれぞれのチームの指導者の方々に集まつていただいて、実際にクラブの活動のことも含めて説明会の中でお願いしながら、あるいは指導者の方々に子どもたちの相談に乗っていただくなどして地域スポーツ・文化活動の方を展開していきたいと考えております。そのときには3中学校別々ではなくベルディーホールの方に1ヶ所で集まつていただく

形を考えております。

最後に、主な行事予定としまして11月分を載せております。学校関係の修学旅行が4つの小学校で残っております。それから文化祭が11月1日あります。11月13日のスポ・カルたかの会議、それから社会教育で11月1日から2日にかけて「多可町こども作品展」をベルディーホールで開催しております。習字や絵画の展示になります。次に、11月14日に多可町PTCA子育てフォーラムで、加美中学校のスクールカウンセラーでもあります山本先生に「思春期の子どもって？～理解と対応～」というテーマでご講演をいただく予定です。それから11月16日に第47回東山解放文化祭を予定しております。最後に、11月18日に第2回社会教育委員会を予定しております。学校教育課からは以上になります。

教育長：ただいまの報告につきまして、何かご質問等ご意見ございましたらお願ひします。委員さんお願ひします。

委員：保護者説明会ですが、この間も行かせていただいたときに、やはり保護者の方が少なかったなという印象がすごくあり、何の説明会があったのかがわからなかつたという声も結構上がっていますし、情報を取りに行く側の努力というのも必要かと思うのですが、先生の方から子どもたちに少し促すということもしていただけたら、保護者の方も興味を持ってこういう説明会に来てくれるのかなと思いました。

教育長：学校教育課長、お願ひします。

事務局（学校教育課）：9月に開催しました保護者説明会は、確かに少なかったというところで、50人足らずでした。ただ、現在中学校にいらっしゃいます部活動を教えておられる方で地域展開になりますと、資料にございますように、その種目ごとにずっと追って説明をしております。既にサッカーは終わりましたし、それからいくつかの競技の中でも、種目が決まっている生徒さんには説明をしております。やはりこの12月に開催します新1年生の保護者説明会では、当然全員集まつていただく予定にはなっているのですが、できるだけ多くの方、指導者の方にお集まりいただき、そのチームごとに説明会なり交流できるブースを設ければたらというのはイメージして考えております。

教育長：ありがとうございます。貴重なご意見をありがとうございました。他にございますか。よろしいですか。それではないようですので、次にこども未来課の報告に移りたいと思います。こども未来課、よろしくお願ひします。

【こども未来課】

事務局（理事兼こども未来課長）：引き続き、こども未来課の9月の報告事項です。

令和7年度後期園訪問の日程表に、参加していただく委員さんのお名前を附させていただいております。11月10日のあさかこども園から12月11日の最終の四恩こども園、それから森のようちえんこころねさんの7つの園の訪問になりますので、学校訪問もありお忙しいところ誠に申し訳ありませんが、よろしくお願ひいたします。

それから2つ目、令和7年度の夏休みに実施いたしました夏の子ども体験学習「なつチャレ2025」の実施状況について説明をさせていただきたいと思います。夏休み期間に実施をいたしました「なつチャレ」につきましては、昨年度に引き続き、9つの体験プログラムを計画をし無事に完了しております。令和6年度の実施状況では、同じく9つのプログラムで募集定員200名に対し284名の子どもの申込みがあり、バスの追加や会場のスケジュールを調整し、何とか頑張って全員を受け入れて実施ができたのですが、今年につきましては昨年度以上に応募が殺到いたしました。募集定員が255名に対しまして、申込者数が延べで679名という、本当に大変嬉しい悲鳴を上げながら、しかしながらバスの追加や会場のスケジュールなどを最大限調整をいたしました。でもやはり全てを受け入れることができなくて、やはり受け入れ施設側も収容人数の上限などもございまして、9つのプログラムで延べ参加者数を513名といたしまして、当日は475名という参加の状況でございました。事業の内容の一覧表というところで紫の色をつけております。右から2つ目のところが各イベントの定員、それから実際の申込み状況で、その中から抽選で選別をして、決定者数と当日の参加者数を表にまとめております。本当に子どもたちに人気のある、バスを利用して校外での体験学習やJRの乗車体験、それから一番下の2つが保護者も参加可能というプログラムで実施をしたものでございます。本当に、③の明石海峡大橋と三ツ矢サイダーミュージアム見学の体験には、想定を超える100名以上の応募がございまして、この2つの施設、見学のルートを逆の2パターンを設けまして最大限受け入れたのですが、やはり60名が上限だったということです。しかしながら、かなりの人数をなつチャレの体験の中に取り込めたかなと思っております。資料には、児童館のホームページに記載をしておりました写真を載せており、それぞれのプログラムの状況でございます。

それから3点目は11月の行事予定で、11月16日に第6回たかっこフェスタをあすみるで開催いたします。あすみるの施設の中をいろいろ使いまして、ものづくりのコーナーや遊びのコーナー、食のコーナー、学びのコーナーを予定しております。第2回多可町児童館・子育てふれあいセンター運営委員会を11月12日(水)19時30分からみなみ児童館で開催をいたします。委員さんの出席をお願いしたいと思います。その下が11月の移動児童館事業と、それから一番下のところが子育てふれあいセンターの11月の事業の抜粋でございます。こども未来課の説明は以上となります。よろしくお願ひします。

教育長：はい。ただいまの報告につきまして、何かご意見ご質疑等ございませんでしょうか。よろしいですか。

委員：はい。

教育長：ないようですので、これでこども未来課からの報告を終了し、生涯学習課に移りたいと思います。生涯学習課よろしくお願ひします。

【生涯学習課】

事務局（生涯学習課副課長）：生涯学習課から11月の行事予定を報告いたします。まず生涯大学「多可学園」の学外研修です。11月12日(水)に宇治方面を予定しております。ふるさと創造大学のもえぎ俱楽部「もえぎカフェ」の開店です。第8回11月16日(日)午前9時からとなります。第9回が12月ですが、それで今年度は終了となります。11月21日(金)午前10時からの予定で、ふるさと創造大学（第7回）講座「身だしなみと健康」と題しまして、講師は藤本志津恵さんで、司会やアナウンスをされている方になりますが、この日はマナー講師としてお招きいたします。

続いて、人権啓発推進室からのお知らせです。住民学習会を開催します。11月の予定としまして、11月1日(土)清水、岩座神、熊野部、11月2日(日)中野間、11月6日(木)箸荷、11月8日(土)天田、山野部、11月15日(土)安楽田、下村、中三原、11月21日(金)東安田、11月22日(土)奥中、茂利、11月23日(日)門前、杉原、11月29日(土)高岸、坂本の予定としております。そして、12月4日が人権週間「多可町民の集い」で、会場はベルディーホールです。

続いて図書館からのお知らせです。おはなし会を毎月第2、第4土曜日に開催しております。3歳児以上を対象に11月8日(土)、22日(土)午前10時30分からです。

次に、イベントのお知らせです。11月24日(月)1時30分からまちづくりプラザ「あすみる」で「多可町を歩いた伊能忠敬」を開催いたします。内容は、たくさん本を寄贈いただきしており、その解説と、フォーラムとしまして、那珂ふれあい館の安平館長によります「伊能忠敬の歩いた道」、それから小島明さんによります「生涯現役者に学ぶ。伊能忠敬プロジェクト」でお話をいただきます。そしてフリートークでその後お話をする形になっております。定員は35名程度ですが、可能な限り受け付けさせていただきたいと思います。「Our Treasure」のチラシで、こちらは高校生主催のダンスイベントとなっております。生涯学習課の主催ではありませんが、お知らせとしてつけさせていただいております。以上です。

教育長：ただいまの報告につきまして、何かご質問ご意見等ございますでしょうか。
よろしいですか。

委員：はい。

教育長：それでは、生涯学習課の報告を終了します。

(3) 次回教育委員会について

教育長：次に報告事項 (3) 次回教育委員会の開催日について調整をお願いします。

(とき：令和7年11月27日（木）13：30～で承認される)

(4) その他

教育長：次に、その他ですが、事務局を含めて何かございますでしょうか。
ないようですので、本日予定をしておりました定例委員会の議事日程はすべて終了いたしました。これで、委員会を閉じたいと思います。皆さま、ご協議ありがとうございました。

【閉会】

教育長 午後3時37分 閉会宣言

令和7年10月23日

印

印